教育庁都立学校教育部特別支援教育課会計年度任用職員募集要項

項　　目	内　　容
職名	特別支援教室巡回運営指導員
採用予定者数	１名
任用根拠	地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 　なお、期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	教育庁都立学校教育部特別支援教育課（新宿区西新宿二丁目８番１号）
職務内容	特別支援教室の運営指導等に関すること (1)特別支援教室を設置している公立小・中学校への訪問調査及び区市町村教育委員会に対するヒアリングの実施に関すること。 (2)特別支援教室の適正な運用の徹底と必要な助言・指導に関すること。 (3)特別支援教室に係るガイドラインや関係規定に則った運用の徹底状況の把握・分析に関すること。 (4)特別支援教室に係るガイドラインや関係規定に則った改善策の提案・助言に関すること。 (5)特別支援教室の運営に係る助言・指導や優れた運営事例の普及啓発に関すること。 (6)都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校における特別支援教室の運営に関すること。 (7)事業の周知や説明に関すること。 (8)特別支援教室専門員の採用選考に関すること。 (9)その他付随する業務
求められる資格・能力	以下の(1)から(4)までの要件を全て満たすとともに、以下の(5)から(8)までの要件のいずれかを満たす者 (1)学校現場の状況等を踏まえつつも、根拠や理由を持って分かりやすく説明し、理解を求めながら粘り強く指導ができる者 (2)区市町村教育委員会や学校等に対して、丁寧にコミュニケーションが図れる者 (3)職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（退職後を含む。） (4)健康でかつ意欲を持って業務に取り組むことができ、任用期間中の職務を遂行できる者 (5)任用する年度の前年度に定年退職又は勧奨退職する東京都公立学校の校長又は副校長の職（以下「教育管理職」という。）にある者 (6)任用する年度の前年度に定年退職又は勧奨退職する東京都教育庁等の管理職（以下「管理職」という。）にある者で、教育職給料表を適用されている者 (7)過去に東京都公立学校再任用教員若しくは、東京都公立学校日勤講師（非常勤教員）である者のうち、退職時の職が教育管理職又は管理職であった者で、教育職給料表を適用されていた者 (8)その他東京都教育庁都立学校教育部長が認める者

勤務日数	月１６日
勤務時間	官庁勤務型（勤務時間及び休憩時間は常勤職員の例によります。） 原則、１日７時間４５分 （例）午前８時から午後４時４５分まで
休憩時間	原則、正午から午後１時まで
休暇	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、 母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、 慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、 健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、 育児休業、部分休業 ※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※　病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、 上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	月額２０８，１００円（通勤手当相当額を別途支給） ※　原則として月の１日から末日までの期間分を当月の１５日に口座振込により支給 ※　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※　年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ保険に加入する。
応募方法等	令和８年１１月１８日までに会計年度任用職員申込書を提出する。
選考方法	第一次選考（書類選考）、第二次選考（面接）
問合せ	教育庁都立学校教育部特別支援教育課発達障害教育推進担当　電話　03（5320）7838
特記事項	○本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 ○採用・選考等において、職員からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合は、相談窓口を利用することができます。 《求職者等向けセクシュアル・ハラスメント相談窓口（教育庁事務局）》 https://logoform.jp/form/tmgform/kyoiku_harasusoudan 相談フォーム